

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

平成30年12月5日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第69号所管分の審査-----	3
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第76号、議案第77号、議案第81号の審査-----	9
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、南野直司委員、三好義治委員）	
議案第92号の審査-----	22
補足説明（建設部長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員、南野直司委員）	
議案第91号の審査-----	24
補足説明（市長公室長）	
質疑（松本暁彦委員）	
議案第93号所管分の審査-----	26
補足説明（市長公室長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、香川良平委員、三好義治委員）	
採決-----	33
閉会の宣告-----	33

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成30年12月5日(水) 午前9時58分 開会
午後1時26分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	村上英明	委員	野口 博
委員	南野直司	委員	三好義治	委員	香川良平
委員	松本暁彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之
人事課長 浅尾耕一郎
総務部長 井口久和 同部次長 橋本英樹
防災管財課長 川西浩司 財政課長 谷内田修
建設部長 土井正治 同部参事兼都市計画課長 西川 聡
道路交通課長 永田 享
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼総務課長 松田俊也
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 豊田拓夫
同局参事兼局次長 門川好博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件(審査順)

議案第69号 平成30年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第76号 指定管理者指定の件(鳥飼八町団地ほか3団地)
議案第77号 指定管理者指定の件(摂津市立摂津市駅前第1自転車駐車場ほか10施設)

- 議案第 8 1 号 指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）
- 議案第 9 2 号 摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件
- 議案第 9 1 号 摂津市職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件
- 議案第 9 3 号 摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前9時58分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

理事者からの挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

季節外れの暖かさが続いておりますけれども、総務建設常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

今日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第69号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。それでは、2点質問をさせていただきます。まず、17ページの15府支出金の総務費委託金269万6,000円の府議会議員選挙費委託金について、詳細をお聞かせください。

続きまして、34ページの7土木費、3

交通安全対策費の移転補償費、この詳細についてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 門川局参事。

○門川選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 それでは、松本委員のご質問にご答弁させていただきます。

この金額につきましては、府議会議員選挙が当初は4月14日に予定しておりましたが、統一地方選挙の特例法案が今国会のほうで審議されておりました、衆議院の委員会のほうでは日程のほうは4月7日ということで可決されております。きょう、参議院のほうに移りまして午後からその審議をされるように聞いております。

その関係がございまして、この選挙が1週間前倒しになることから、府議会議員選挙の告示が3月29日になります。その関係で、期日前投票が3月30日、31日とこの2日間前倒しになりますことから、今回その2日間の人件費等を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、松本委員の土木にかかわる交通安全対策費の詳細についてお答えさせていただきます。

事業としましては、千里丘三島線東側道路改良事業において、交差点直近の複数のテナントビルが入っている建物、物件の中に入られている借家人への移転補償となっております、複数の借家人がおる中の1件に対しての補償費について、今回、補正予算を上げさせていただく次第でございます。

借家人とは、移転の契約に向けて進めて

いきたいという内諾をとれましたので、今回、上げさせていただく内容となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 まず、府議会議員選挙につきましては、今年度の3月末に期日前投票が行われるということで、追加ということで理解をいたしました。

次の府議会議員選挙に向けてマニュアルも確認をさせていただきました。ぜひ、しっかりとやっていただきたいと思います。要望で終わります。

続きまして、交通安全対策費につきましても、千里丘三島線の移転補償費ということで理解をいたしました。

こちらにつきましても、ぜひ着実に進めていただくよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、幾つかお尋ねします。

最初に債務負担行為です。前回の第3回定例会で指定管理者に対する債務負担行為、公募の分については出されました。今回、非公募の分について債務負担行為が計上されています。

そういう中で、少しだけ基本的な問題を幾つかお尋ねしておきたいと思うんですけども、平成18年度の小泉内閣時代に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が可決されて、全国的に対象となる公共サービスについて、民間事業者が参入できるように法整備がされまして、こういう公共施設に対する管理委託が大きく広がったところであります。

いろいろ民間事業者も工夫されて、全国的にもいろんなところでこういうことが広がっているということだと思っています。

本来ならば前回のときに補足説明がされて、そういうことも含めて議論ができればよかったんですけども、今回、業者決定ということで、全体的には公共施設の指定管理対象施設として44施設ある中で公募が27施設で、今回、図書施設を二つ除いて25施設を更新すると。非公募17施設のうち、14施設を今回更新するという、こういう全体的な流れで来年度から動いていくこととなります。

そこでまずお聞きしたいのは、金額の問題であります。利用料金制度が導入されております。その辺で、指定管理の一つの行政側の目的として経費の削減ということがありますけども、数字も含めてちょっと紹介をしていただきたいと思いますというのが一点目です。

次に、補足資料で、各施設の指定管理者候補者の選定というのがあります。今回4人の選定委員を決めて取り組んできています。いろんな評点の違いもあるんですけども、この選定委員の中に外部の方が入ってないように思います。いろいろ5年前に見直した趣旨の中では、今のこの時代に参入した民間業者が倒産されたり、そういう事態もありますので、一定、財務状況をきちっとチェックをすると。市民から見ても公平にきちっと審査する意味で、外部委員の問題もいろいろ議論があったと思いますけども、選定委員を5人から4人にした問題とか含めて、指定管理をきちっと行う意味での選定のあり方についてどういう議論がされたのかという問題が2点目です。

もう一つは、今国会では出入国管理及び難民認定法の一部改正が議論されて、改めて外国人労働者も含めて労働条件の問題、人権を守る問題について議論がなされております。

指定管理の中では、そこで働く方々の従業員の労働条件問題についても議論してきました。

前回は最低賃金の問題がありました。この10月からは、大阪府の1時間当たり最低賃金は936円になりましたけども、そういう労働条件をきちんと市としてどう管理をしていくのかという問題について、今回どういうお考えなのかというのが3点目です。

それと5年前は第3回定例会、第4回定例会で審議をされて、翌年度の4月時点で新しい指定管理者の会社の社員が何名でシルバー人材センターを含めた市内雇用者が何名だという数字をいただいたわけでありまして、今回は数字が出ないかもわかりませんが、これは4月の時点できちんと出していきたいということをお願いしておきますが、地元雇用の問題についてどうお考えなのかということも4点目としてお尋ねしておきます。これは一応、債務負担行為の問題です。

関連して、倒産によるさまざまなリスクを考えて、厳正な審査を行うというのが5年前の支出の中で議論されています。

先ほどと若干関係するんですけども、この辺の事柄について、どのように見直して生かされてきたのか、ちょっと紹介していただければと思います。

先ほど議論された34ページの移転補償費の問題です。一応、積算根拠を示していきたいと。

移転補償だから、なかなか説明が難しい

点もあろうかと思えます。土地の買収だったら、平米単価が何ぼでということ計算できますけども、これからずっと続きますので、移転補償に対する考え方といいますか計算の仕方を含めて、一度お示しいただきたいと。

それと今回、提案されていますので可決されたらいつごろお支払いするのかということと、もう一つは平成31年度に向けて今後どういう動きがあるのかなども、3点目としてご紹介いただきたいと思えます。

34ページの排水路費で今回は人件費が計上されています。初歩的な質問になるかもわかりませんが、賃金ということで僕は思ったんですが、一般職給となっているので年度途中でこういう計上の仕方はあるのかなと思えますけども、説明いただきたいと。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、債務負担行為のうち、指定管理者に係る限度額の設定につきまして、予算の観点で私のほうからお答えさせていただきます。

今回、この指定管理者の限度額を設定させていただくに当たり、各課から積算の資料を提出いただきまして、その内容を確認の上、限度額の設定をさせていただいたところ です。

前回の限度額から増加している主な要因といたしましては、やはり消費税の増税、これを見込んでいることが一つと、もう一点は最低賃金等の上昇を見込んで人件費を増加させていること、ここが各施設共通して増加している要因となっております。

そのほか、個別の施設につきまして、対象者の増加でありますとかそういったも

のが見込めるものについて増加をさせているということになっております。

それから、経費節減のところでございますけれども、今回、利用料金制度を新たに導入して限度額を下げさせていただいている施設もございます。

これにつきましては、見込める利用料金と支出、それをトータルで見て前回の設定金額以上になってないか、それからふえているものがありましたらどういった要因でふえてるのかというところを、各課から状況を確認した上で限度額を設定させていただいております。

特に、利用料金につきましては指定管理者の努力によって指定管理者の収入もふえると、なおかつ経費節減も見込めるということで、それを確認した上で今回の限度額を設定させていただいております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の質問にお答えさせていただきます。移転補償の件について、答弁させていただきます。

積算根拠につきましては、国の損失補償基準に基づいて積算しておりまして、その内訳としましては、建物の移転料、工作物移転料、動産移転料、借家人補償、移転雑費補償金、営業補償のような内容になっております。

いつごろのお支払いかというご質問の内容でございますが、借家人のほうとは年明けに契約を結んでいきたいという意向を持っておられますので、1月に入ってから契約を結んでまいりたいと考えております。

その契約をもちまして、先に7割のお支払いをさせていただきます。その後、移転

関係を借家人のほうで準備していただきまして、3月末までには明け渡しという形で話は進めておりまして、その明け渡しが完了を確認した後に、残りの3割のお支払いをさせていただくと、そういう内容になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、債務負担行為に関連してのご質問にご答弁申し上げます。

まず一つ目の委員の関係のご質問でございましたけれども、委員につきましては市長公室長、総務部長、それと所管の部長、それと外部委員として財務の観点を中心にさせていただくという部分で税理士の先生、それと学識経験、特に経済の部分での観点でということで、大学の先生に入ってくださいまして5人で審査をしていただいております。

次の従業員の賃金等の観点の部分でございますけれども、公契約の観点も十分に踏まえつつ、労働基準法等の部分については遵守していただけるかどうかということも含めて、その提案内容のほうを確認しておりますし、そのあたりについては基本的に問題ないと考えております。安かろう悪かろうではいけませんので、そのあたりも踏まえながら審査をしているということでございます。

それと地元雇用の問題ですけれども、地元雇用の問題につきましては指定管理者になられる企業が、会社がどういった雇用を考えておられるかという部分につきまして意見交換もしながら、地元、例えばシルバー人材センターとかそういった部分も考えながら、雇用できるのかどうかというところは調整をしていくということで

は考えております。

それと倒産リスクの件でございます。これは先ほど申し上げましたように、税理士の先生に入っただいておりますので、財務諸表等その辺をしっかりと審査していただき、その辺のリスクについては回避をしているということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 私のほうからは、人件費にかかわりますご質問に答弁をさせていただきます。

排水路費のご質問がございました。当初予算で、人件費につきましては2月1日時点の職員をベースにその後の退職、採用の見込み、これらを踏まえて当初予算組みをさせていただきます。

その後人事異動でありますとか、あるいは異動がなかった職員につきましても転居等で手当が変わるといったようなことがございますので、そのあたりも含めて今回は補正をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、指定管理の問題に関連しては財政課長のほうからご答弁いただいたこの数字については、比較表をつくっていただいて5年前はこういう指定管理料でしたと、今回は利用料金制度に変わりますので、それも含めて指定管理料はこうなってその考え方はこうなんですと、それで施設ごとにそういう中身の表をつくって行って、わかりやすく報告いただきたいと思っておりますので、資料請求ということで委員長よろしくお願ひします。

二つ目の選定委員会、僕の理解が悪かつ

たんですが、外部の方も入っているということなので結構です。

働く従業員に対する労働条件の確認ですけれども、できればこの5年間のうちにチェックできる仕方といいますかやり方はないのでしょうか。以前も何回も言っていますように、最低賃金を下回って半年間払っていたことが現実問題としてありますので、二度とそういうことはあってはならん話なので、抜き打ちチェックじゃありませんけれども、きちっと途中でチェックしていただきたいと思うんですけどそれはできないものかどうかということと、今、次長のほうから地元雇用の問題について調整していきたいという話でありました。調整ではなくて、ちゃんと指定管理する条件の中に地元のシルバー人材センターを含めて雇用できるように、もっと強めな形で入れ込んでいただきたいと。

というのは、5年前に例えばこの自動車駐車場・自転車駐車場だけでも、ある駐車場は10名のところが1名、アマノマネジメントサービス株式会社の社員、あとの9名はシルバー人材センターの方ということで、大体各施設1名はその会社の方がおられて、残りはシルバー人材センターの方なんです。そういう形で出発しているということがありますので、当然、言うていただいたら受け入れていただけたと思いますけれども、その点のことをちょっと、もう一度ご答弁いただきたいと思ひます。

それとこの数字については、4月時点でそれぞれの指定管理者ごとの数字をいただきたいと思ひますので、それもまた委員長よろしくお願ひいたします。

千里丘三島線の絡みでの移転補償費の説明はわかりました。1月契約時に7割分として今回計上された金額をお支払いす

ると、3月の移転完了時に残りをお支払いするということです。

そういうことを受けての、同じこの交差点付近のあの大きなビルですけども、全体的な取り組み状況といいますか、改めてどういう取り組み状況になっているのか、教えていただきたいと思えます。

人件費はわかりました。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 資料請求がありましたので、後日の提出をお願いします。

答弁を求めます。

大橋次長。

○大橋市長公室次長 そうしましたら、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず労働条件の問題ですけれども、毎年、指定管理の状況について評価をしておりますので、その際にそういった労働条件のところを確認できるかどうかというところは、今後、検討させていただきたいと思えます。

それと地元雇用の問題ですけれども、これもどこまで可能かという問題はあるんですけれども、積極的に地元のシルバー人材センターを含めて雇用していただけるように、それは担当課のほうから指定管理の会社と話をさせていただき、できるだけそのような方向でということで、積極的にアプローチをしていきたいと思えます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

千里丘三島線の交差点直近のマンションの全体的な取り組み状況についてでございますが、もちろん土地、建物所有者のほうと複数ある借家人のほうと同時契約

を目指して、並行して交渉のほうを進めております。

時期につきましても土地、家屋所有者の方とも大まかな調整はとれておりまして、それに向けて各借家人の移転時期の調整も現在しているところでございます。

今回、上げさせていただくのは、その中でも早期に出たいというご要望がありましたので、補正をもって対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最後にしますが、とりあえず指定管理の問題についてはいつも問題にしている点でありますので、強力に推進していただきたいと、ご意見を申し上げてそうなるようにしていただきたいということでお願いしておきます。

それと千里丘三島線の問題については、地域の状況としてはご承知のとおり1件が解体、その並びの方々、対象の方々もそういう機運が高まっていると思えますので、そういう一連の方々に対する、ヒアリングも含めてできる限り早期にさせていただいて、そうした方々の今のご意見なども聞いていただく中で、早期に拡幅完成を目指して引き続き頑張りたいということだけ述べておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに。

三好委員。

○三好義治委員 1件だけ確認しておきたいと思えます。

その債務負担行為の中で、消防寝具借上事業というのが3か年、事業として債務負担行為が組まれているわけなんですね。

大変ご努力いただいていることに関しましては、敬意を表しておきたいとまずも

って思っております。

その中で、単年度契約を行うのと3か年契約を行うにおいてどれだけの費用差異があるのか、そのスケールメリットはどういうところがあるのかという点が少し気になりますのと、こういう部分については多分随意契約が、入札の関係があるんですが、債務負担行為そのものがこういう寝具借上事業に対して、債務負担行為を組むのがいかなもんかなという部分も気になっておまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、三好委員の質問にお答えいたします。

消防寝具借上げ料は、隔日勤務者の仮眠に使用する寝具の借上料でございます。

平成27年度までは、各年度4月の1か月分を前年度の契約業者と随意契約し、5月から3月までの11か月分は入札により業者決定しておりました。

財政課との協議により、複数年度契約することにより、4月分についても入札が行えるということになり、契約金額の減額も見込まれますことから、平成28年度から3年契約に変更したものでございます。

平成30年度末で3年契約が満了することから、平成31年度4月から3年契約を行うため、補正予算を組んでおるところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、消防の寝具の債務負担行為の設定に関しまして答弁させていただきます。

今回、消防寝具借上事業は3か年の債務負担行為を設定させていただいておりますけれども、まずは消防本部のほうからも

答弁がありましたように、3か年で契約することによって入札を実施して、経費の節減が見込めるということで、3か年の債務負担行為を設定させていただいております。

特に、単年度でこの寝具借上げを対応しようとしたしますと、先ほどの消防本部の答弁にもございましたが、当初予算成立から4月1日の寝具の借上げまで間がないことから、なかなか入札が実施できないということで、以前は1か月のみ随意契約で借上げ、業者の選定を行っていただいておりますけれども、ここはやはり1か月分とはいえ、全てを入札の対象とすることによって、さらに経費を節減させていただきたいということで3か年の契約とし、なおかつ入札をして業者を選定し、経費節減に努めているところでございます。そういった観点から、今回のこの事業につきましては、債務負担行為を設定させていただいているということになっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午後10時32分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第76号、議案第77号、議案第81号の審査を行います。

本3件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは2点、質問をさ

せていただきます。

まず議案第76号の鳥飼八町団地のほか3団地の指定管理者の件ですけれども、今回、選定基準を見させていただいております。具体的に生活する方々にどのような影響があるのかどうかちょっとお聞かせください。

2点目につきましては、議案第77号の件ですけれども、これは先ほど野口委員の質問でもありましたが、地元雇用の観点で、選定基準の中に地元雇用機会拡大と書いてありますけれども、具体的にどのようなことを市として意味されているのかお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、松本委員のご質問に答弁いたします。

市民にとってどういう影響があるのかというお問い合わせなんですけれども、今回2社、公募に応じただきました。いずれも日本の最大手の2社でございます。その中で、ハイレベルな提案がございました。

具体的な提案、審査対象になりますので、なかなか具体的にこの場でこれがこういうふうにとというのは申し上げられませんけれども、候補業者になりました業者なんですけれども、なかなかいい提案をしています。

市営住宅に住まれる方がもっと市営住宅に住みたくなるような催しをやりますよとか、それも具体的に、年何回こういう企画でやりますよという提案もございました。また安全・安心に対応しまして、毎日ご希望の方にオートメッセージの電話が流れまして、受話器の着信をとったかどうかで元気かどうかを確認するようなご提案等々、もっと具体的にかなり喜んでい

ただけるような企画もございました。そういう中で決定した経緯でございます。よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、松本委員のご質問にお答えさせていただきます。

市民へのメリットにつきましてですが、自転車駐車場・自動車駐車場につきましては、まず還付手の簡素化が図れるものと考えております。

また、サービスにつきましてはできるだけ現状維持、あるいは向上を目指すように指定管理者の努力を期待したいところと考えております。

また、地元雇用につきましては、募集要項の中に市内在住者の積極雇用を行うことを記載して公募させていただいており、指定管理者のほうからも市内の高齢者を積極的に雇用するというのを言われております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、続きまして質問させていただきます。

まず、議案第76号の件につきましては、非常に住民に対してよりよい環境というものを提供していただけると、プラスのことをしていただけたということにつきまして理解をいたしました。

こういうよりよい形で提案をしていただいたということで決定をしたということを理解いたしました。

ぜひ、市としても実際にそういった状況についても確認をして、ちゃんと適切にされているかというのを確認するように要望いたします。これについては以上です。

続きまして、議案第77号の件につきましても、メリットそして地元雇用につつま

しても理解をいたしました。

これにつきましてもしっかりと、地元雇用につきましても意識をして取り組んでいただくよう、これにつきましても要望で終わります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
野口委員。

○野口博委員 そうしたら、最初に議案第76号、市営住宅関係について質問させていただきます。

引き続き、同じ指定管理者になりました。まず確認ですけれども、日本管財・日本住宅管理共同事業体の住所が5年前は大阪府中央区でありましたけれども、今回は西宮市に変わっているということなど、いわゆる指定管理を受けた会社に対する状況について、確認したのかということが一つあります。

二つ目は、前回4社から応募がありまして今回は半分なんです。評点も600点満点を今回400点満点にしました。

選定結果について、前回も同じ業者ですので、しかし満点に対する今回の選定委員会の評価が5年前とほとんど同じだと。前回、満点に対して77%の評点であります。今回77.5%、0.5ポイントしかふえてないということで、この4社から半分の2社に変わって、結果は同じ業者で評点もほとんど同じだということの中で、おっしゃっているいろんな市営住宅に対するさまざまな民間活力を活用したそうした取り組みが、今後、一層改善されるのかと、発展できるのかという点についてお答えをいただきたいと。

先ほどお話があった、事務所もその辺に構えて24時間態勢で緊急対応を行うと。高齢者見守り、共同での清掃活動、防災訓

練、自治体活動などいろんなことをおっしゃっていますけれども、この5年間、具体的にこういう集合住宅としてのさまざまな住民を巻き込んだいろんな取り組みがあったと思うんですけども、例えば緊急対応した中身とか含めて、いろいろ具体的な取り組み状況について特徴を教えてくださいたいと思います。

続いて議案第77号です。11施設の駐車場、駐輪場の問題です。これも具体的に評点の関係をお尋ねします。

これまでの指定管理者が、500点満点に対して342点。今回、野里電気工業株式会社が355点ということでありました。4年前の満点評点の各項目の配点を見ますと、市民の平等な利用を確保されることが前回の配点は75点です。いわゆる公平性ですね、平等性、この配点が50点に減りました。

2番目に施設の効用を最大限発揮し、管理経費の縮減が図れること、これが前回の配点は175点が今回は250点になります。

事業計画に沿った管理を安定して行う能力があることについては、前回の配点は200点が今回は125点です。

その他、地元雇用等々についての配点は150点から75点に上がりました。

結果を見ていますと経費削減、いわゆる指定管理料がごっつい減ったのではないかなということ以外は、市民が利用しますので、市民サービスの点では従来の業者が市民の平等な利用が確保されることについて、野里電気工業株式会社の28点に対して37点、地元雇用についても45点に対して51点ということで、市民との関係ではこれまでの業者のほうが点数が高いわけです。

その辺で、選定委員会としてこの業者に、当然、評点の結果については13点高いわけでありまして、5年間、頑張ってきたという経過もありますし、いろいろな人的な交流もありますし、そういう点を含めてなぜここに決定したという最大の理由について、お答えをいただきたいと思っております。

それと二つ目は、先ほど申し上げた地元雇用の問題であります。

計算しますと、前回は5年前出発時点で数字上は、アマノマネジメントサービス株式会社としては6人の正職の方に対して、シルバー人材センターは41人雇うということで出発をしました。

資料では16人のアマノマネジメントサービス株式会社の従業員数に対して、シルバー人材センターはゼロで出発をしているんですけど、結果、先ほど申し上げたその41人のシルバーの方を雇っているということで出発をしているわけです。

そういう点では、積極的に雇用を図ろうということでお話がありますので、この5年間の改善点は改善点としていながら、こうした状況をきちっと継続できるように頑張っていたいただきたいということをお願いしておきます。

次、議案第81号です。これについては、利用料金制度を原則としている中でも、フォルテ摂津などを含めて摂津都市開発株式会社が指定管理をしますので、そこには出発当時はいろんな絡みがありまして、マンションだとか店舗部分だとか駅前周辺を含めて、なかなかしんどいということはわかります。

それで、利用料金制度だけでも非公募にしています。過去の経過上、いろいろ指定管理先の経営実態も含めて、それを応援しながら当初のいろんな目的を達成するた

めということではいろいろな理由があろうかと思っておりますけれども、出発当初は1億円の出資金に対して摂津市の出資金として4,500万円を払っています。そういうことも含めて管理の形態が違うんですけども、ほかの利用料金制度を基本として取り組もうとしているほかの駐車場との関係で、このフォルテ摂津も含めた改善点はどう見直していくのか教えていただきたいと。

それと、限度額が今回1億2,012万円ということになっています。この辺の指定管理料の考え方について、教えていただきたいと。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、野口委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず指定管理、5年前と代表者の住所が違うのではないかとというご質問なんですけれども、前回は1社、日本住宅株式会社だけですので、日本住宅株式会社の所在地の住所でございます。

今回は日本管財株式会社と日本住宅管理株式会社、この2社の共同企業体でございますので、日本管財株式会社のほうの代表者のご住所を書かせていただいておりますので、この住所の差異がございました。

続きまして、次のご質問なんですけれども前回は複数社、何社か多かったんですけども今回は2社ということですが、全国的に指定管理の流れ、他市の状況を見ましても、市直営から公募になったときというのは、多く公募に応じていただけるんですけども、指定管理の更新に伴う公募については、かなり業者が絞られてくる、手を挙げられる業者がなかなかそれほど数は集まらないという傾向、特に住宅に関しては多いと聞いておりました。

今回、本市も同じ傾向になるなど分析しておりますが、公募に応じていただいた業者2社とも本当に業界の大手でございますので、しっかりした業者でございますので、かなりハイレベルな選考ができたと考えております。

続きまして、今回は600点満点でございますが今回は400点、なぜなのかというところなんですけれども、前回も今回も選考委員は4人でございまして、前回は一人持ち点150点、今回は100点を持ち点にいたしまして選考いたしました。

これは、全庁的にも一人の持ち点を100点にしてわかりやすくしようということで、事務局であります政策推進課からの依頼で一人持ち点100点にそろえたということでございます。

続きまして、選考結果の得点率が前回も77%、今回も77.5%ということで伸びがないのではというご質問なんですけれども、これはあくまでも選考基準の採点表なので、ハイレベルな、例えば8割、9割を超えるような業者ばかりでは点数は開きません、競争になりません、選考はなかなか難しくなります。

また、逆に2割、3割の得点率にとどまってしまうと、これもドングリの背比べになって優劣をつけることが難しいので、我々としては、候補になるようなトップの業者が、得点率が大体7割ちょっとになればいいなという配点を設定しております。

なおかつ、前回選ばれた業者の得点率と近ければいいかなという形で、事前に得点表をつくりまして今回も同じような得点になりましたので、ちょうど採点基準としては、いい形で進んでいるかなということを考えております。

続きまして、今後5年間、指定管理者が入りまして発展していくのかというご質問ですが、候補になりました業者、いろいろプレゼンテーションの内容を聞きましたら、先ほど申しました以外に、例えば市営住宅に入居されている方はかなり高齢化が進んでいますので、軽い30分程度のお使い、お手伝い等々を予約していただければ、それを指定管理者のほう引き受けますよというハートフルサポーターとか、または入居者だよりみたいな形で新聞をつくっていただいて、その中に皆さんの川柳であるとか写真であるとか、何か自分の作品を載せていくとか、具体的な提案がございました。

そういう中で、今も市営住宅はいい形で指定管理は進んでいるかなと思うんですけれども、さらに今後5年間、我々としては期待できると考えております。

最後に、5年間を振り返りましてどういう形で地域と連携して、どういうものがあつたのかということなんですけれども、例えば一例を挙げましたら緊急対応のところで消防訓練というのを指定管理者が企画していただきまして、我々、市職員のほうも入りまして入居者の方、または市営住宅では自治会の方にも関与いただいて、皆さんで避難誘導であったり避難訓練であったり、その辺を指定管理者も入り住民の方も入りで運営していただきました。一例を挙げましたらこういうところでございます。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の質問にお答えさせていただきます。

まず議案第77号についてでございますが、まず配点につきましてですが、今回、利用料金制度を導入するというので、そ

れがいかにかきされるかというところが配点につなげた内容になっております。

その中で、確かに2社を比べたときにA団体のほうが市民の平等、あるいは地元雇用の面で点数が上回っているというような内容になっておりますが、この利用料金制度を導入することによって、募集要項の中で市への納付金設定をしております。この納付金設定について2社を比べたときに、今回、決定した業者のほうが市に利益がありました。

ただ、経費削減においてその市への納付金について、今回、決定した団体のほうが多くなった結果であります。経費削減によるサービスの低下、これについて1次審査、2次審査をした中では現行を維持できるものと判断した結果、最終的に決定根拠としては施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減を図られること、これの差が大きく、今回決まりました野里電気工業株式会社のほうが上回りましたので、これが決定根拠になったのかなと考えております。

続いて、議案第81号の非公募のフォルテ摂津に関してでございますが、利用料金制度を導入することによって改善、どう見直していくかというお問い合わせかと思いますが、今までは指定管理者のほうに市からの指定管理料を支払うとともに、利用者からの使用料は市への収入としておりました。

ただ、今回、非公募であるフォルテ摂津につきましても、利用料金制度を導入いたします。これによりまして、利用者からの利用料金は、管理運営のほうに回していただく費用となりますので、この中でより利益を上げるというような改善も、フォルテ摂津の指定管理者のほうに改善をしてい

くという期待を込めまして、今後、経営努力の推進を図っていきたくと考えております。

それから、指定管理料1億2,012万円の考え方につきましてですが、これは過去の市からの指定管理料と収入の金額の差、この収益赤字の分の平均を積み重ねていただいております。利用料金をもってフォルテ摂津側のほうで管理運営をしていただくということで、収入をもって現行は管理運営ができない部分を指定管理料として債務負担、限度額を設定させていただきました。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 市営住宅です。大体、事務所も近くに設けていますので、そういうことも含めていろいろ住民との関係でも努力をされてきたと、今後、一定改善もしながら引き続き頑張るといふ話でありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、その考え方として評点に対して7割ということ。そういうのがいわゆる指定管理する前提条件の大きな枠だといふその考え方が、ちょっと僕らも理解できませんけれども、普通そうなのかなと思ひますけれども、そういう7割ぐらいの評点に対しての評価で、指定管理の効果といふ絡みでどう評価したらええのかわかりませんが、とりあえずそういう評価をしたということだけは、一応聞いておきたいと思ひます。

二つ目の議案第77号です。僕らもなかなかわからないんですけども、今回、利用料金制度を活用すると、利用料金だけで賄える業種と、今回は自動車駐車場・自転車駐車場ですけど、そこで市に対する納付金が発生すると、いわゆる指定管理料に想定

する金額よりも利用料金が入った場合は、それを市に納付してもらおうというふうな考え方であり、その利用料金だけでは運営できなかつたら、それを指定管理料として市が払うと、いろんな計算があるかもわかりませんが、この納付金の払う、払わないという運営費との関係はあろうかと思えますけれども、その辺の考え方をちょっと教えてくださいませんか。

フォルテ摂津の問題であります。経営努力を図ってもらおうということをおっしゃったわけでありまして、いつも問題になっている、まだまだ経営が大変ですのでそれも含めて、市として出発当初の関係もある中でこういう形で来ています。

一般的には、この指定管理を公募制で行う流れになっていくのは当然だと思っておりますけれども、それができない経過もありますので、しっかり努力してもらうことは大事であります。

そういう点で駐車スペース、駐輪スペースがありますけれども、具体的にどういう改善を図ろうとしているのかというふうな点について、少し紹介していただきたいと思っております。

これについても、今回は約1億2,000万円ということで、説明では過去の収益赤字が出る金額について、今回、指定管理料として計上したんだという話でありますけれども、結果として経費の削減とかそういう面で、これまでと比べてどうなのかという問題についても、少し紹介していただきたいと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、納付金の考え方についてでございますが、まず公募で出している施設、11施設のこれまでの

収支につきましては、指定管理料よりも収益のほうが高いと、そのまま指定管理者のほうに渡してしまうと、それが利益につながりますので、その部分については、市へまず納付しなさいというように募集要項の中で設定をしておりました。それが考え方の一つでありまして、過去の収支黒字分は、公募の段階で、まずは最低金額、納付額はそれを納めなさいという募集要項の中で、そういう考え方で設定して納付額を決めております。

次の議案第81号のフォルテ摂津の自動車駐車場の改善につきましてですが、今回、債務負担行為の限度額、過去の収支赤字をもとに計上させていただきますが、委員がおっしゃるように、以前から車と自転車の利用率ですね。車のほうの利用率が低いようなお話もあったかと思うんですけれども、その配分ですね、それを自転車のほうが、現在も満車になる時間帯も早く、自転車駐車場のスペースというのが必要であると認識しておきまして、その改善に向けて、フォルテ摂津側のこれからの改善の計画ですね、今後、整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 議案第77号のほうなんですけど、野里電気工業株式会社のホームページにアクセスしてみますと、2016年度と2017年度と比べますと、2017年度がごっつい業績低下してるわけですね。そういうことも、うがった見方で大変恐縮でございますけれども、仕事をとりにくると。そういう面も会社の事業としてはあったのかなという気はしてるんですけども、僕らも、例えば、週1回はJR千里丘駅前に立って活動していますけれども、

待っている間、駐車場で職員の方と話しながら、いろいろやっていますけども、あそこは1名、私がアマノマネジメントサービス株式会社の社員で働いてますと、あと9人はシルバー人材センターですということと話をしたり、大変残念ですという会話を今週一応しましたが、先ほど申し上げたように、摂津市の野里電気工業株式会社にした判断としては、会社として、アマノマネジメントサービス株式会社よりも安い金額で指定管理を受けていただくと、その結果、納付金がたくさん入るということを最大理由として決定したのではないかという気がしています。

先ほど点数を言いました。市民とのかかわり2項目について、逆にアマノマネジメントサービス株式会社が多かったんだということも当然わかっていると思いますけども、その辺がちょっと、じゃあ、それだけ減らされて、納付額がどのぐらいかわかりませんが、そのことによって、市民サービスがどうなるのかということが、この金額的な意味合いで数えた場合、少し心配をしています。この5年間のアマノマネジメントサービス株式会社の職員のものいろいろな対応を見とったら、全国展開の会社でありますから、いろいろ頑張っておられるという状況もありますので、こういう疑問点に対して、担当課長としてご答弁いただきたいと思います。

この点については、単純にどう活用するかということですよ。ほかの自動車駐車場、自転車駐輪場と比較して、フォルテ摂津は、マンションだとか、その他の部分の管理も当然入っていますけども、そこに税金が投入されて、その投入額も多いわけありますから、より減らして、そのためにどう見直していくのかということが問わ

れています。単純に、駐車スペースが空いているから、駐輪スペースをふやすんではなくて、いろんな活用も当然あるかと思えますので、早期に検討をいただいて、そういう改善点が明らかにできるように努力していただきたいということで申し上げます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、野口委員の質問にお答えさせていただきます。

納付額につきましては、決まりました野里電気工業株式会社のほうがかなり高く、それによって、その経費削減することで、サービスの低下がつかないかという心配はございます。ただ、野里電気工業株式会社に関しましては、技術とサービスの融合というのを掲げておりまして、IOTを駆使して、サービス面については、現状維持できるというようなプレゼンテーションもございました。そういった中で、審査して決定したんですけども、ただ、所管課としましては、本当にそのサービスが低下せず、市民の対応が行き届くのかということが心配でございますので、今後、4月からの運営開始になりますが、モニタリングを行いまして、市民サービスの低下がないか、その辺は注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

議案第76号の市営団地の指定管理者指定の件についてでございます。今回も、引き続き、共同体ではありますが、日本住

宅株式会社にお願いするということであり
ます。

私自身も、多くの市営団地の入居者の方
から、さまざまご意見というか、ご要望と
いうか、いろいろ団地の中でも問題点があ
ったり、ご相談をいただくわけでありませ
ども、やはり、市として、指定管理でお
願いしていますけれども、どういう声が、今
どの団地で出てきているのか、コミュニケ
ーションというものは非常に大事なこと
じゃないかなと思いますけれども、定期的に
日本管財株式会社とコミュニケーション
をとっておられるのか、その点、お聞かせ
いただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、委員のご質問
にご答弁申し上げます。

今、指定管理としておる業者、日本住宅
管理株式会社、この1社でっております。
来年3月末までの契約でございます。その
中で、事務所が鶴野にございます。従業員
の方が3名おられまして、所長も本当に頻
繁に市役所のほうに顔を出していただい
て、市営住宅でこういう話が出ていますよ
とか、また、新しく空き部屋ができました
ので、修繕を進めますというようなこと
です。また、市営住宅の入居募集を始め
ます。そしたら、こういう形でしましょ
うかという形で、随時打ち合わせ等々も
しておりますし、この指定管理者で、な
かなかちょっと厳しいなというようなお
話があれば、必ず市役所のほうも対応
いたしますし、一例を挙げましたら、例
えば、今回の台風による風害での被害状
況、指定管理者としては、ここまでは直
せません、これ以上は市ですよという
ような打ち合わせもいたしましたし、台
風が来たとき、迅速に、もうこういう
場合は避難してください。こういう場合

はこうですよという形で、住民の方に
指定管理者のほうから、いろいろ働きか
けたり、掲示もしていただきました。そ
ういう形で、随時何かありましたら、必
ず市とコミュニケーションを密に図っ
ていただいておりますので、その辺は
今後も心配ないと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 南野委員。

○南野直司委員 ご答弁いただきまして、
わかりました。引き続き、しっかりとコ
ミュニケーションをとっていただきまし
て、良好な団地の運営が図られるよう
よろしくをお願いします。

要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに。

三好委員。

○三好義治委員 まず、議案第76号の
ほうでは、契約をする前提として、今
後5年間で、この市営住宅の改修計画
ですね。要は、一津屋第1団地は、平
成29年度で終わって、一津屋第2団
地は、今後の5年間で改修をやってい
く計画になっていると伺っております。
この辺は、一応説明した上での選定に
なっていると思うんですけども、その
辺のいきさつをちょっとお聞かせいた
だきたいのと、それから、鳥飼八町団
地は、木造住宅で、手をかければ何
ぼでもかけなければならないような
ところで、どのような指定管理をお願
いしているのか不思議で仕方ないん
ですよ。今後、鳥飼八町団地、この5
年間で全くの手つかずで、そのまま部
分修理だけでいくのか、市の方向性
について、お聞かせいただきたいと思
います。

まず、1点目はそれと、議案第77号
と議案第81号は一括で質問させて
いただきたいのが、まず、議案第81
号で、摂津

都市開発株式会社、摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場ということがありますが、ここでは、フォルテ摂津の駐輪場、ロータリー側にある自転車駐車場も指定管理していると思うんですが、今回見ますと、議案第77号では、JR千里丘駅の東口の自転車駐車場を野里電気工業株式会社のほうに一括となっていますけど、その東口のほう、何で摂津都市開発株式会社に指定管理をしなかったのかというのが疑問でね。部分的にだけ野里電気工業株式会社にさせて、この東口のロータリー側を摂津都市開発株式会社のほうにしてと、先ほども議論あったように、一方では赤字運営しているのに、指定管理料で補ってるんやったら、自転車駐車場を指定管理としてるほうが、市としても財源も効率的な運営になるのではないかなという、単純な発想からの質問なんですけど、その点について、お聞かせいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、ご質問に答えいたします。

まず、市営住宅契約の方向性ということで、今後5年間想定されるようなもので、具体的には、一津屋第2団地の改修工事、来年に計画しております。それも業者には説明いたしまして、それも加味した上での今回の募集でございます。ただ、改修工事そのものは、市のほうが当然負担する市の工事でございますので、業者は、住民のほうにご説明であったり、住民のほうに、例えば、ベランダの荷物は片づけてくださいよとアナウンスをかけていただいたり、そういう形で協力要請の内容で、こういうことが1年後にありますよとご説明をしております。

それと、一津屋第2団地のご質問なんで

すけれども、まず、業者との契約の中では、おおむね30万円以内の修繕でありましたら、それはもう指定管理者のほうで、直してくださいという契約をしております。ただ、経年劣化の部分につきましては、これはもう何ら住まれている方に瑕疵もございませんし、指定管理者のほうに求めることもなかなか難しいので、市のほうで対応するという方向になっております。

鳥飼八町団地、台風で若干屋根の被害等ございましたけれども、それは交渉いたしまして、雨どい以外は市のほうで修繕をするような方向で考えております。

あと、鳥飼八町団地の今後の方向性なんですけれども、経年劣化がかなり進んでおる状態はもう承知いたしておりまして、今後につきましては、平成32年度の施設のFMの個別施設計画のほうの中で、また検討していきたいと、今のところ考えております。

いずれにいたしましても、そこに住まわれている方がおられる公共施設でございますので、住まれている方に最大限配慮しながら、維持管理を進めていきます。よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、三好委員のご質問にお答えさせていただきます。

JR千里丘駅東口の自転車駐車場が、フォルテ摂津にひっつけてないのはなぜかというお問い合わせについてでございますが、5年前に、この公募、非公募のすみ分けをまずした中で、フォルテ摂津に関しましては、やはり、マンションとロータリー側の市の施設の駐車場の施設が一体構造ということで、ここについては、非公募という形で決めさせていただきました。その他につきましては、民間への公募として、インセン

ティブを付与するために、より多くの施設をバンドリングして公募をかけたというところの流れから、今回も同じように、フォルテ摂津だけは、摂津都市開発株式会社のほうへ非公募にしております。

また、フォルテ摂津の分につきまして、赤字につきまして、ほかの黒字施設をひっつけたらどうかという話でありましたが、今申しましたように、民間へ公募するに当たりましては、インセンティブを付与するには、より多くの施設を含めたほうが、民間の参入が多くなるというような期待もありましたので、そうさせていただいているのと、やはり、フォルテ摂津に関しましては、地下の施設でございますので、設備関係が他の駐車場よりも多く経費がかかるというのが赤字の原因の一つでもないかなと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 議案第76号についてですが、一津屋第2団地の改修とかという部分がもう説明の中で入っているんやったら、了解いたしました。

ただ、その中で自主事業の実施による付加価値の創出についての提案、先ほども他の委員のからの質問もありましたけど、私も、そういう部分では、あんまり見たような形跡がなくて、掲示板に貼っている新聞関係は聞いておりますけど、こういう部分については、なかなかわかりづらいんですね。例えば、三島団地のほうは、今そういう買い物のサービスもやられているんですかね。一津屋第1団地、一津屋第2団地のほうは、そういったことの件数は全くうかがってないと思います。鳥飼八町団地も。そういう特殊性と、これだけ四つの市営住宅を抱えている中で、どの地区でどうい

サービスをどのようにきめ細やかにやるかというのが大事やと思うんですね、居住によっては。だから、その辺は把握できているんやったら、説明をお願いしたいと思うし、4団地とも、今言うてる自主事業をやってくださいという説明をなされて、選定されたのかという点も含めてお願いしたいと思います。

それと、やっぱり鳥飼八町団地は、手をかければ切りがないような状況だと思うんですね。前回も言いましたように、政策空家を鳥飼八町団地に持っていつている中で、先般の台風以降に、鳥飼本町4丁目で火災になった方、そこに政策空家がありますよと見に行ったら、やっぱりそこは嫌やと言われたように、政策空家を持つとかなければならない制度の中で、本当に被災に見舞われた方が、そこに行って、1週間でも居住いたしますと言えるような状態がね、僕は政策空家といたら、それこそ被災に見舞われた方、大変困られてるんやったら、やっぱり三島団地、もしくは一津屋第1団地、一津屋第2団地、こういったところで政策空家を確保するべきやなと思ってるんですが、そういったことについては、今回の指定管理の方々からも含めて、要望もなかったのか、それで、行政として、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

鳥飼八町団地については、もう一度確認しておきます。予算でも決算でも確認してきているんですが、一体ここを何年維持していこうと考えているのか、この際お聞かせいただきたいと思います。

それと、議案第77号、議案第81号については、議案第77号の部分については了解もいたしました。しかし、この5年間たった中で、アマノマネジメントサービス

株式会社が、やっぱり毎年の収益ですね。利益を上げてきて、維持管理もやっていたというので、5年前は、そんなに利益が上がらんやろうという想定の中で、付加価値をつけるために、これだけの自転車駐車を渡したわけですね。しかしながら、現状を見ますと、やっぱりフォルテ撰津というのは、事業が縮小された中で、非常に市役所のほうから指定管理料も膨らんできているという状況の中で、この先の5年間の見直しにおいて、やっぱりJR千里丘駅東口の自転車駐車場については一体管理ということで、ロータリーの市の敷地内もありますけど、隣に住むんやから、一体管理の考え方が私はしてほしかったなと思います。

今後5年間で、この撰津都市開発株式会社に、決算でも言いましたけど、経営努力をしてくださいということをお話されたけど、市からの提案の経営努力というのはどういう経営として、どういうことを投げかけたのかお聞かせいただきたいと思います。私は、そういう経営努力は行政が得なければ、経営努力への今のJR千里丘駅東口自転車駐車場をお渡ししますから、その全体の中で経営努力してくださいというのが本筋だと思いますね。現状のままの状況の中で、撰津市が管理しているときですら、あの自動車駐車場は赤字だったんですよ。それを外郭団体に指定管理して、そこを収益上げてくださいということは、行政として何らかのやっぱり提案があって、しかるべきだと思いますね。この点について、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、ご質問にお答えいたします。

まず、自主事業の実施による付加価値の

創出についての提案ということでございますが、例えば30分の軽い作業であったり、買い物サービスというのは、現在はまだ実施しておりませんで、新たな提案として、業者からこういうのもできますよというご提案がプレゼンテーションの中でございましたということでございます。

それと、あと、例えば、業者のプレゼンテーションの中で、これは三島団地のサービスです、これは一津屋団地のサービスです、ということではなくて、全ての市営住宅に対してこういうふうなサービスをしますよということですので、今のところ、ばらばらにここだけのサービスというのもございませぬし、これからも、この団地に住まれている方だけで、ほかの団地の方は参加できませんよ、サービスはないですよという、そういうことは考えておりません。一律のサービスであるべきであると考えております。

続きまして、鳥飼八町団地の政策空家なんですけれども、業者のほうでは、現状として、鳥飼八町団地のほうで政策空家を持っておりますという形で説明して、業者募集をしております。

それで、ちょっと今後の政策空家の考え方なんですけれども、やはり三島団地、一津屋第1団地、一津屋第2団地等は、希望が多い団地でございますので、抽せん等にも、今募集しましたらなっておりますので、なかなかそこで空き家として握っておくというのは厳しい状況であると認識しております。

それと、鳥飼八町団地の今後の方向性なんですけれども、今のところ、具体的な年度を挙げて、この年度にこうですよという形で、総合計画等には載っておりますが、具体的に進めていく実働的な計画という

のは、なかなかここでご説明するのは厳しい状況でございます。平成32年度中のFMの個別施設計画等でお示しできればと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 永田課長。

○永田道路交通課長 それでは、三好委員のご質問にお答えさせていただきます。

各施設の配分を変更するのは困難と考えるんですが、フォルテ摂津の施設につきまして、市からの提案につきましては、やはり自動車駐車場、自転車駐車場の再配分、配分変更について、いろいろ指定管理者、摂津都市開発株式会社のほうと話している状況でございます。その中で、車路の変更も含めて、摂津都市開発株式会社のほうから検討する提案も出ておりますので、今後は、それを実現できるかどうか、協働して、一緒になって進めてまいりたいと考えております。それによりまして、自転車の利用台数の増加、収益の増加、改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 もうこれで最後にしておきますけど、議案第76号の市営住宅の鳥飼八町団地については、なかなか方向性が出せないと思いますけど、僕は方針としては、もう鳥飼八町団地の新規募集はいたしませんという方向性は出せると思うんですね。その中で、あいてきた部分については、やっぱり内部修繕であって、政策空家、これをふやして、もう今後、やっぱり入居者がいるときには、方向性もなかなか出せないというのが大きな今課題になっていると思うんです。だから、方針として、副市長、鳥飼八町団地、昭和40年代の建物が、現状として、そこで入居されて

いる実態で、だから、三島団地ができたときも声をかけてでも引っ越ししなかったという現状の中で今残してるんで、行政としての方向性を示していただけたらと思います。鳥飼八町団地はね。きょうは、もうその答弁はいりませんので、今、FM推進室でやっている中で、やっぱり以前も言いましたように、残すべきものと変えなければならぬ、変えてはならないようなところの分類の中で、やっぱり新規募集はしないと、方向性を示していただくんやったら私も賛同できるんじゃないかなと思います。

それと、議案第81号と議案第77号について、今さら差し戻しをしろとは、なかなか言いづらいんですが、今言うているように、ロータリー、先日もずっと回ってみましたけど、もうこれ以上自転車駐車場をふやそうかって、なかなかふやせる面積がないんですよ。あるいは、開発されたときにバス停の横にモニュメントも建っているけど、あそこのぎりぎりまできているから、あの状況の中で、経営努力をしてくださいということは、行政としては、さらにやっぱり知恵を出して、指定管理者の方々とやっぱり話し合いをしていながら、行政からやっぱり経営として提案していかないと、なかなか厳しい面があると思いますんで、その辺も要望して、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午前 11 時 29 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第 9 2 号の審査を行います。

補足説明を求めます。

土井部長。

○土井建設部長 議案第 9 2 号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

生産緑地地区につきまして、買い取り申し出に伴う一部解除により、生産緑地法に定められております面積規模 500 平方メートルを満たさなくなった地区につきましては、残りの生産緑地も解除となる道連れ解除が以前からも問題とされておりましたが、今回、生産緑地法の一部改正により、市は、条例により生産緑地地区の区域の規模について定めることができるとされましたことから、道連れ解除の防止や小規模農地の保全なども踏まえ、生産緑地法施行令に定められております市が条例で指定できる最低規模の 300 平方メートルを区域規模として、今回条例で定めるものであります。

これにより、大半の生産緑地が道連れ解除を免れることとなり、また、新たに小規模農地の地区指定が可能となるものでございます。

以上、議案第 9 2 号、摂津市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例制定の件についての補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問させていただきます。

この道連れ解除防止等を踏まえまして、

300 平方メートルにするということですが、具体的にどのような、今までその要望があったのか、あるいは、事例というのが今後予測をされるのか、市としてどう考えているのかお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 松本委員のご質問にお答えさせていただきます。

条例の改正で救われる道連れ解除につきましては、現在、生産緑地につきましては、一団地指定を行っている 500 平方メートルを切る農地は、11 件、0.40 ヘクタールがございます。周辺の生産緑地が廃止されたことによって、営農意思があるにもかかわらず、道連れ解除となってしまいます。今回の条例改正によりまして 7 件、0.31 ヘクタールが救われることとなります。また、この条例改正に当たりまして、前段で農業関係者から要望をいただいておりますので、この条例を制定していただきますので、今回、改正させていただくものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 0.31 ヘクタールの分のところが救われるということにつきましては、理解をいたしました。まちなかには、生産緑地というのは、やはり緑というのがいろいろと改めて大切だろうなということは私も理解をしております。

それを踏まえまして、この条例制定をした限りは、しっかりとさまざまな要望に、よりニーズにこたえて対応していただくように要望いたします。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
野口委員。

○野口博委員 0.31ヘクタールが対象になるだろうという話がありますが、全体的な問題として、現状、生産緑地が何筆、何平米、何ヘクタールのかということと、これによって、解除によってどうなるのかという数字をちょっと示していただきたいのと、これから、再指定がありますので、その手続の流れについて、ご説明いただきたいと。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 500平方メートルを切る農地について、この条例改正によって救われるというのが7件、0.31ヘクタールでございます。現状としましては、摂津市内に生産緑地としましては、101地区、約15.78ヘクタールございます。この条例を制定しますのと、それから、今まで追加指定というのを行っておりませんでした。法改正がございましたので、それに伴って、追加指定も行いたいと思っています。これらの法改正の説明につきましては、農業委員会と協力しまして、来年の3月ぐらいから4月に向かって説明会を実施していきたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 よろしいか。

三好委員。

○三好義治委員 生産緑地300平方メートル、都市農園を残すのに、市民農園も一方であるんですけど、この生産緑地指定をされて、なおかつ、市民農園として貸し出すには、それは可能なかどうか。

もう一つは、生産緑地で指定されて固定資産税の課税標準の特例を受ける部分と、市民農園として許可をもらって、市民に貸し出ししている部分といたら、税制上、どっちがメリットになるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 市民農園についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、生産緑地で市民農園を営まれておられる方はございません。ただ、この生産緑地法の改正によって、生産緑地でも市民農園が運営できるとなっておりまして、特に、生産緑地の指定に伴って、相続税猶予ができないとされておりましたが、これにつきましては、猶予が可能となるという制度に新しく変わっておりますので、これからそういう運用は可能になっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 それで、今までできなかって、個人で農地を持っていて、市民農園にした場合は、固定資産税が減免や非課税となるんですね。以前は、使用料をもって、農家の方々に入ってきたんですけど、その部分でいけば、生産緑地指定にしても、減免になりますね。そのために営農をお願いします。今回、生産緑地で課税標準の特例を受けて、なおかつ、市民農園で貸した場合、もう一方の収入が入ってくるから減免や非課税になるんですけど、両方の制度が利用できるかということがちょっと疑問になっておりまして、生産緑地の市民農園は、これは産業振興課の分野になってくるんで、細かいところはわからなかったら、後日でもいいんですけど、わかる範囲でね。要は、今言っているのは、もう一回確認なんですけど、生産緑地に指定されて、市民農園として貸し出すのは、許可されるようになったんですか。その部分を。税のほう、市民農園の制度もわかれば教えていただきたいんですけどね。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 先ほどもご説明させていただきましたように、この生産緑地法の改正によりまして、市民農園の運営が可能となっております。ただ、ちょっと税制につきまして、少し整理が必要ですので、また、後日にさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 よろしいか。

南野委員。

○南野直司委員 私も、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

摂津市におきましては、都市型農業地域ということで、新たな緑地というのは、なかなか開発していくのは本当に難しいのかなと思います。認識しております。そんな中で、今回、生産緑地500平方メートルから300平方メートルだということで、これを機に、来年度ですかね、追加指定における説明も実施していただくことで、大きなことだなと思っています。

そんな中で、市民の方に、やはり周知というものもしっかりしていかなあかんと思います。それが一つと、もう一つは、要項というものをしっかり作成されていくのかなと思いますけども、その点ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 西川部参事。

○西川建設部参事 この生産緑地法の改正と条例制定ということで、この2点につきましては、先ほども申しましたように、来年の3月ぐらいから、農業委員会と連携しまして、また、JAの協力もいただきまして、説明会を実施して、その制度内容について、説明をさせていただきたいと思っています。

今回、生産緑地の中に、新たに特定生産緑地という制度が加わっております。平成4年に、ほぼ市内の生産緑地が指定されたということで、それから30年たつという

ことで、平成34年から新たな制度が開始します。その内容も含めて、市民周知を図っていきたくと思っています。それから、来年の2月から3月ぐらいにかけて周知を図って行って、説明会を皆さんにお答えして、この制度の理解を図っていきたくと思っています。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 南野委員。

○南野直司委員 丁寧な周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど、三好委員もおっしゃいましたけども、私も、農地というものを、例えば民間活力導入といいますか、民間の皆さんと協力しながら、やはり、農地を地域の触れ合いといった部分ですね。やはり市民農園などに活用していくのもすごく大事なことだなと思いますし、魅力ある摂津市のまちづくりという観点から、そういうことも農業委員会のほうとしっかり連携を図っていただいて、進めていただきますようよろしくお願ひします。

要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第91号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山本市長公室長。

○山本市長公室長 よろしくお願ひいたします。

議案第91号、摂津市職員の配偶者同行

休業に関する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、本会議でも申しましたように、公務において活躍することが期待できる有益な職員の配偶者の転勤に伴う離職への対応として、職員の継続的な勤務を促進するため、職員が海外での勤務により、外国に住居を定めて滞在する配偶者と生活をともにする場合に、3年を越えない範囲で職を保有することが職務に従事することができる休業制度を創設するもので、政令市を除く大阪府下41団体のうち、今年度当初までに制度導入をいたしておりますのは9団体となっておりますので、他団体で徐々に取得者がでてきていることを踏まえ、本市においても、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、新規に制定するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条では、趣旨として、地方公務員法に基づき必要な事項を定める旨を、第2条では、休業の承認について定めており、公務の運営への支障等を配慮して、承認する旨を定めております。

第3条では、休業期間の範囲を3年として定めております。

第4条では、対象となる配偶者の外国に滞在する事由について、外国での勤務や大学への就学等を定めております。

第5条では、承認の申請を、第6条及び第7条では、期間の延長や再度の延長ができる事情を、第8条では、承認の取り消し事務を定めております。

第9条では、休業に伴う代替職員について、任期付職員及び臨時的任用職員の任用ができる旨を定めております。

第10条では、復職時の給料月額を号給

調整を、第11条では、退職手当の取り扱いについて、在職期間から休業期間を除算する旨を定めております。

第12条では、必要な事項の規則への委任について定めております。

なお、附則といたしまして、本条例を平成31年4月1日から施行する旨を、準備行為として、休業の承認請求を施行前にできる旨を規定しており、準備行為は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第91号の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、1点だけ質問させていただきます。

この条例につきましては、配偶者の同行休業ということで、職員の労働関係の改善に資すると理解をしております。例えば、この条例制定をすることによって、その効果というものをどのように考えられているのか、見解をお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただ今の質問に答弁をさせていただきます。

効果ということでございますけれども、本市において、配偶者の海外への転勤によって離職をされるというケースは、確認できる範囲では、これまで存在はしていませんけれども、今後、そういうケースが出てくる可能性というのは否定できないという状況でございます。そのときに離職をするということではなく、休業することで、職を保有する。これまでの経験を生かして、また帰国後に職務についていただくと、そういう、職員にとっての選択肢がふ

えると、そのような制度になるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 今優秀な職員が、いざとなったときに、しっかりと確保するところというのは、大きな効果としてということにつきましても、市としての効果としても理解をいたしました。

ぜひ、こういう労働関係についての施策についても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時47分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第93号所管分の審査を行います。
補足説明を求めます。

山本市長公室長。

○山本市長公室長 それでは、議案第93号、摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、職員が職務を完全に離れることなく、仕事と育児の両立が可能となるよう、育児短時間勤務の制度の導入を図るもので、小学校就学前の子を養育する職員が、育児のため通常の勤務時間より短い時間として、週当たり19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の四つの勤務形態から選

択をして勤務をすることができる内容となっており、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づくものでございます。

また、配偶者同行休業の制度導入に伴う所要の改正もあわせて行うものでございます。

本会議においてもご説明を申し上げましたが、本改正条例は、大きく六つの条文からなっており、文教上下水道常任委員会での審査となります第6条を除きまして、それぞれの記載のある内容の重だつたものに補足説明を申し上げます。

第1条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっており、改正後の第10条では、育児短時間勤務をすることができない職員について。

改正後の第11条では、1年以内に再度、短時間勤務ができる要件について。

改正後の第12条では、職員が選択できる勤務形態について。

改正後の第13条では、承認や延長の請求について。

改正後の第14条では、承認の取り消し事由を、改正後の第15条及び第16条では、承認失効後の例外規定として、引き続き、短時間勤務をさせることができる事由と通知義務について。

改正後の第17条では、退職手当の取り扱いについて。

改正後の第18条では、代替職員の任期更新の取り扱いについて。

改正後の第19条では、部分休業ができない職員について、それぞれ規定を加えるほか、文言の整理、条番号の整備を行うものでございます。

第2条では、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっており、第2条では、1週間の勤務時間につい

て。

第3条では、週休日や勤務時間の割り振りについて。

第6条では、時間外勤務を命ずることができる場合について。

第11条では、有給休暇の付与日数について、それぞれ規定を加えるほか、文言の整理、項番号の整備を行うものでございます。

第3条は、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例の一部改正となっており、第2条では、臨時的任用職員の定義として、配偶者同行休業に伴う代替任用と加えるものでございます。

第4条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となっており、第3条及び第10条の3では、育児短時間勤務に伴う代替の任期付職員の給料表の適用等について。

改正後の第10条の4では、育児短時間勤務職員に支給する給与月額を除算について。

第17条では、育児短時間勤務職員に支給する時間外勤務手当をフルタイムの場合の勤務時間に達するまでは、100分の100とする旨について。

第2条では、1時間当たりの給与額を除算について。

第23条及び24条では、育児短時間勤務職員に支給する期末勤勉手当の計算上の基礎額を予算しない旨について。

第26条には、育児短時間勤務職員に支給する通勤手当のうち、交通用具に係る除算について、それぞれ規定を加えるほか、文言の整理や条番号等の整備を行うものでございます。

第5条は、摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部改正となっており、管理職

手当の月額を定めた別表の備考に、育児短時間勤務職員は、市長が別に定める規定を加えるものでございます。

なお、附則において、本条例を平成31年4月1日から施行する旨を、準備行為として、短時間勤務の承認請求を施行日前にできる旨を規定しており、準備行為は公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第93号の提案内容の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

説明終わりましたので、質問をお受けしたいと思います。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは2点、質問をさせていただきます。

まず、勤務形態が四つの形態から選択ということですけども、まずこの確認という意味でも、四つの形態についての法規定というのを具体的にどのようなものかということと、ほかに選択肢等はなかったのかということをお聞かせください。

2点目につきましては、この施行に関して、制度活用の要望等あるのか。実際の使用の予測というのはどのように考えられているのか。この2点についてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

選択できる四つの勤務形態につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、この中で規定がございまして、この規定に沿

った形で本市においても運用していこう
ということで考えているところでござい
ます。

それから、2点目の制度活用の予測とい
いますか、そのご質問でございます。本市
においても育児休業取得している職員と
いうのは毎年十数名いるということでご
ざいまして、ただ、中には当初の予定を上
回って延長される方というのがおられま
す。これは、事情としましてはやはり子ど
もの保育所への入所を希望するけれども
入所がかなわなかったと。そのような事情
がおりだということで、人事課のほうで
は把握をしているところでございませ
けれども、このような場合にもさまざまな対
応の中で、この短時間勤務で、完全に職場
を離れることなく職務につくと。育児と仕
事の両立ということが支援できるのでは
ないかと、そのように考えているところ
でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 勤務形態については理
解をいたしました。職員の労働環境の改善
というところでも、また働き方改革の中
でも、育児、雇用のある制度というのは非常
に有意義な効果的なものかと思いたすの
で、しっかりと適正に運用していただくよ
う要望いたします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございま
すか。

野口委員。

○野口博委員 2点、お尋ねします。

一つは、先ほど説明の中で出ましたけど、
期末勤勉手当はどうなるのかという問題
です。一月分の給料については、週38時
間45分に対しての分母として、分子を計

算して単純にお支払いするという事聞
いておりますけれども、期末勤勉手当の場
合に、年間4.45か月となりますけれども、
その辺がどう連動するのか。これ、1点目
です。

もう一つは、いろいろこういう形で常勤
職員に対するいろんな改善点が出されて
おりますけれども、一方で非正規職員に対
するいろんな条件改善といえますか、その
辺がどうなろうとしているのかと。数年前
に非常勤職員、臨時職員に対する更新制
度について、大分改善をしていただきました
けれども、こうした非正規職員に対する
労働状況の改善がどうなろうとしている
のか、2点目としてお尋ねしておきます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまの
ご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の期末勤勉手当の取り扱い
ということでございまして、この月数とい
うのはフルタイムで勤務したときと同様
と。計算をする上での基礎額というのが
ございまして、これは給料月額に連動し
ているわけなんです。ここでの育児短時
間勤務をされた方の基礎額については、
これは除算をしないと。フルタイムで
勤めたときと同じ給料月額の基礎額で
期末勤勉手当を計算するということにな
ります。

ただ、期間率というのがその計算式の中
にございまして、この勤務形態によっ
て、この期間率自体は期末手当でその
取得した期間の2分の1、勤勉手当につ
いては期間の全部を除算すると、そうい
うような仕組みになってございます。

それから、2点目の非常勤職員につ
いての処遇の改善の部分でご質問が
ございました。本市においては、昨年、
臨時非常勤職員の関係する条例を制
定いたしました。

その際に、国の非常勤職員に定められている休暇・休業の関係、このあたりを国との権衡を図りまして、国に準じた形で処遇の改善を図っていると、そのようなこととございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 ちょっとなかなかわかりにくいので、例えば、四つの選択の中で、一つ目の3時間55分、1日ですね、5日ということで週19時間35分になりますけども、勤務年数10年ぐらいの方で、子どもができて選択した場合、大体、期末手当がどのくらい減るのか、満額に対して。概算でお答えいただきたい。

それと、非正規職員の問題ですけども、休暇・休業制度についてはお話がありましたけども、その他の問題含めて、動きはあるのかどうか。お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の概算の部分でどの程度ということで、ちょっと手元に資料としては持っておりませんので、ただ、期間率については、基本的にはこの日数の部分とそれから時間でフルタイムの勤務をした場合との差分を見て、100分の90ですとか、100分の80、このような除算をするということが、これはフルタイムの職員も一緒なんですけれども、規定としてございます。これは、フルタイムの職員であれば休暇・休業によって勤務をしなかった期間、その期間が6か月ごとに支給されますので、6か月に対してどの程度あったか。これが規則において定められておりますので、これはフルタイムの職員と同様の考え方をもって計算をするということにな

ります。

それから、2点目の非常勤職員等のその他の動きということとございますけれども、現在、平成32年度に予定をされております地方公務員法の改正というのがございます。この中で会計年度任用職員として、さまざまな考え方が国から示されている状況でございます。本市の場合はその中においては、先ほど答弁させていただきました休暇・休業の関係については、一定昨年の条例化において整理ができています状況でございます。そのほかの賃金面の処遇、このあたりについて国の考え方を踏まえ、現在検討をしている、そういう段階でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかに。

香川委員。

○香川良平委員 それでは質問させていただきます。

四つの勤務時間を選択できるということですが、選択の選び方を教えていただきたいんですが、例えば、今週は3時間55分掛ける5日の週19時間35分働きます。来週は4時間55分の週5日、週24時間35分働きます。というような選び方ができるのか。そもそも申請時にずっとこの体系でいきますとか、そういう選び方なのかというのを聞きたいのが1点と、この制度を活用することによって、本来フルタイムで働いておったのが時間が少なくなるわけですから、人の補充なども考えているとは思いますが、その人の補充をどのように考えているのか、その点についてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の選択の仕方というところ
でございますけれども、委員が例で出され
ましたような週ごととか、月ごとというこ
とではなくて、申請時には一月を超え、一
年を超えない範囲で申請をすると。そのよ
うな仕組みになってございます。ですので
その間は同一の勤務形態において勤務を
していただくと。そのような流れになるか
なと思っております。

それから2点目の代替の職員の関係で
ございますけれども、この部分につきまし
ては、任期付きの短時間勤務の職員とい
うのが想定をされるわけなんですけれど
も、この職員の採用を新たにすること
をもって、この勤務時間の減少した部分
の勤務をやっていただくと。そのような
想定が法律においてもされているという
ようなことでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 他にございますか。

三好委員。

○三好義治委員 子育て支援施策として、
こういった育児短時間勤務制度が改正さ
れるんですけど、私もちょっと二、三
点、お聞かせいただきたいと思いま
すが、まず、今ちょっと香川委員が
聞いていた部分の中とちょっと重
複するような感じになると思いま
すけど、この3時間55分、4時
間55分関係については、1日の
就業時間の中で、要は午前とか
午後、こういったことが定められ
ていくのか。7時間45分、この
点についても今言うているように
1か月を超えて1年を超えないとい
う部分で、週2日の場合、曜日
は先に定められたら、1年間その
まま通していくのか。こういった
ところについて教えていただきたい
のと、もう一点は、これらの方
々が有給休暇を取った場合のその
有給休暇は、1時

間当たりで処理をしていくような形
態になっていくのか。この辺につ
いてもお聞かせいただきたいのと、
現状、何人の方が今育児休業を
取得されて、その実績ですね。奥
さんは出産後の育児休暇は取ら
れていると思うけど、ご主人のほう
、今この市役所の中でこういった
育児休暇をどの辺まで取得され
ているか。というのは、制度改正
してでも、その運用を実態として
それを使わなかったら、幾ら条
例改正しててもなかなかいい制
度にはならないと思いません。
それと今、育児休暇で最長何年
取られているかということも、
現状の段階で教えていただきたい
と思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいま
のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目の短時間勤務3時間55分
等の時間はどのような設定という
ご質問の内容であったかと思いま
すけれども、このあたりは選択が
できるというようなことございま
して、始業や終業にひっつけると
いいますか、そのようなことに
限定するものではないということで、
具体的な時間をどうしていくのか
というのは、協議をしながら
決めていくと、そのような内容に
なっております。

7時間45分で3日とか、曜日が
決まっている方の想定でございま
すけれども、これは一定、その曜
日、勤務する曜日というのをき
ちんと決めることになると思定
しております。これは、代替職員
の勤務の形態というのをここで
明確にしておかないといけない
という、そういう事情もございま
すので、このあたりは申請時に
人事課のほうで確認をしながら、
制度活用をして

いただくことになるかなと思います。

それから、2点目の有給休暇の関係でございますけれども、有給休暇につきましては、これも勤務時間に応じて除算をされるということになります。7時間45分で3日の勤務を選択される方ですと、通常フルタイムですと5日でございますので、付与日数が5分の3になるということになります。それから、仮に3時間55分の5日勤務を選択された場合につきましては、これは5日勤務というのは同じでございますので、この部分については付与日数は同じでございます。1日の取得をした場合には3時間55分を使うという、そういう計算になります。付与と取得の関係で一致するというような形になります。ただ、この方についてはフルタイムの方に認められている半日の有給休暇というのが取得ができませんので、このあたりは時間休で、3時間55分に満たない勤務をする場合には時間休を取っていただく、そのようなことになると考えております。

それから、育児休暇取得の現状のご質問でございました。職員である夫がどの程度の育児休暇の取得ということでございますが、これは過去3年の取得状況について手元資料がございまして、過去3年で申し上げますと、職員のうち1名が育児休業を取得していると。ただ、期間については1か月前後になっていると。そのような状況でございます。

それから、年数については集計上、1年以下、2年以下、それから2年を超えてというような集計をしております。1年以下が3年間でおよそ20%程度になります。それから2年以下の場合、1年を超え2年以下が53%で、2年を超える方というのがおよそ26.5%、このような数値

になっておりますので、地方公務員の場合は3歳に達するまで育児休暇は取得できるということになってございまして、その3歳に達する、その辺に極めて近い育児休暇の期間を取得されている職員というの、現実としてはいる状況にございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 2回目の質問として、1番と2番で有給休暇取得の点はよくわかりました。3時間55分という時間帯が、今、就業時間が8時45分から12時まで、午前中でいきますと、これで3時間15分なんですね。次に、昼休みをまたいで、12時45分から見ますと、40分ですね。ということは1時25分までの就業時間になるんです。そこの設定が、何で午前中やったら8時45分から12時まで、なら3時間と15分。何で昼休みをまたぐような時間設定にしたのか。今ちょっと資料見て、ふと思ったんですけど、実態とちょっとそぐわないん違うかなと思ってね。朝8時45分から12時までは3時間15分です。昼休みの45分は休憩時間をとって、これ休憩時間ですから、あと就業時間は12時45分から始まります。何でこういう時間設定をされたのか。こういうふう、ちょっと今資料見ておったらそういう感じをいたしますんで、ちょっとご回答お願いしたいと思います。

それとやはり子育て支援で、今、人口減少問題を捉まえると、やはり二人以上、子を出産していただかないと、人口は減少してくるというような数値になっていますね。だから第一子に対する対応、第二子に対する対応、第三子に対する対応とか、こういうふうな複数の部分について考えられているかどうか。この辺をお聞かせいた

だきたいのと、それと今の育児制度の中で、やはり夫となる方が一人しか、それも1か月、制度である育児休暇を取られてない、この実態を見て、こういう制度改正をしたときに、これは当該の出産をした方だけの対応になるんですかね、この部分は。この辺もちょっとお聞かせいただきたいのと、だから今の育児休暇制度の中で、育児休暇を取ってないこの実態をどう捉まえているのか。この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

2回目、以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

時間設定の部分につきましては、3時間55分、4時間55分、ご指摘のとおりで、半日では終わらない時間設定ということになってございます。このあたりは法律のほうでこういう定め方になっておりまして、本市独自というよりは、各市同じ状況で取り組んでいると、そのような状況でございまして。

やはり送り迎え、保育所であったり、これは認可外の場合もあるかとは思いますが、子どもを送り迎え、こういうことも想定して、他市で多くのケースがこの昼をまたいで、朝少し遅目に、夕方が少し早目に帰られると、このような勤務形態になっているということでお聞きをしておりますので、そういう子育ての支援の仕方ということで設定されたものと考えてございまして。

それから、二人以上、子育ての観点で二子、三子の部分についてでございますけれども、本市独自の制度としてこの養育する子が多い方に対して何か、処遇として何か認めてるかという、手当などは扶養手当

として同額ということになってございます。全国的には児童手当が第三子については増額をされるというような制度がございまして、これは全国同じということでございまして、本市としては手当関係については、国、近隣市との均衡・権衡を図りながら定めている。そのような状況にございまして。

それから、育児休業の男性の取得の件につきましては、本市においても特定事業主行動計画というのを定めまして、このあたりについても目標の数値として上げながら、何とか改善をとということで取り組んでいるところでございます。実際に取得をされた方の経験談を職員に紹介をするとか、そういった取り組みも昨年は行っておりますけれども、なかなか結果には結びついていないのが現状かなと思います。

ただ、育児休業ではないんですけども、特別休暇として育児参加休暇というのがございまして。これは配偶者の出産の折に、育児に参加するという休暇で、年間5日認められているんですけども、この部分については平成28年度、平成29年度と比較しますと、取得率が上がっていると。平成28年度は46.4%、平成29年度は71.4%ということで、一定、職員の中に子育てに関する意識というのがあるということは確認できておりますので、このあたりは育児休暇にどうつなげていくかというところがまた人事課としても課題であると認識をしているところであります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 短時間勤務形態で、例えば3時間55分やったら、10時出勤で、昼またいで1時40分退社、2時40分で

すね、3時間55分ですから。そういった時間の範囲内で勤務形態組んでいっててもいいよという解釈ですね。それで理解いたしました。

さっきの育児休暇に見られるように、制度をつくってもそれが全然利用されてない。それに対してやはりもう少し、制度があるんやから、使っていただくように、また努力もしていただくのと、こういう短時間勤務の場合でもやはり職場環境が大事やと思うんで、その辺の周知徹底も十分に図っていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第69号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第91号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第92号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第93号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後1時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 香川 良平